

国立大学法人室蘭工業大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、役員の俸給等に当該役員の職務実績に応じて、期末特別手当額の10/100の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	国家公務員の給与水準を考慮し、一般職の職員の給与に関する法律に定める指定職俸給表適用者を参考としつつ、学長の俸給月額を約0.3%(4千円)引下げた。
理事	国家公務員の給与水準を考慮し、一般職の職員の給与に関する法律に定める指定職俸給表適用者を参考としつつ、理事の俸給月額を約0.3%(3千円)引下げた。
理事(非常勤)	国家公務員の給与水準を考慮し、一般職の職員の給与に関する法律に定める指定職俸給表適用者を参考としつつ、理事(非常勤)の俸給月額を約0.3%(7百円)引下げた。
監事	適用者なし
監事(非常勤)	国家公務員の給与水準を考慮し、一般職の職員の給与に関する法律に定める指定職俸給表適用者を参考としつつ、監事(非常勤)の俸給月額を約0.3%(7百円)引下げた。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	18,002	12,812	5,052	138 (寒冷地手当)	2月1日 1人	1月31日 1人
理事 (2 ¹ / ₁₂ 人)	27,034	19,264	7,401	276 (寒冷地手当) 93 (通勤手当)	2月1日 2人 3月13日 1人	1月31日 2人
理事 (非常勤) (¹⁰ / ₁₂ 人)	2,158	2,158		()		1月31日 1人
監事 (人)				()		
監事 (非常勤) (2人)	5,176	5,176		()		

注: 年度途中で就任(又は退任)した理事については、1月を1/12人と換算し記載した。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
	千円	年	月			
法人の長	2,928	1	10	H18.1.31	——	手当額の増減は無し。 本学役員会で審議し、文部科学省国立大学法人評価委員会の業績評価結果及び職務実績を勘案した結果、手当額の増減は行わない旨承認された。
理事A	千円	年	月			
理事B	千円	年	月			
理事A (非常勤)	千円	年	月			
理事B (非常勤)	千円	年	月			
監事A	千円	年	月			
監事B	千円	年	月			
監事A (非常勤)	千円	年	月			
監事B (非常勤)	千円	年	月			

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項
人件費管理の基本方針

人件費については、いわゆる「定員」（人数）と「予算」（金額）により管理するとともに人事制度、給与体系、就業規則等の推移を踏まえつつ、人件費管理を行うこととする。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を考慮し、一般職の職員の給与に関する法律に定める職種に応じた俸給表適用者を参考としつつ、公務員の給与改定に関する取扱いについて（平成17年9月28日閣議決定）の3の（5）の「独立行政法人の役職員の給与改定については、国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請する。」に基づき、適正な給与水準を確保

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じて、昇給、昇格及び降格の実施並びに勤勉手当（6月期・12月期）支給割合の増減を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与：勤勉手当（査定分）	基準日（6月1日・12月1日）に在職する職員に対し、同日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給割合を決定（国家公務員の給与制度に準拠）
昇給	1年間良好な成績で勤務したときは、1号俸上位の号俸に昇給させることができる（国家公務員の給与制度に準拠）
昇格・降格	昇格：勤務成績が特に良好な職員で本学が定める基準を満たしている者については、その者が従事する職務に応じ、かつ総合的な能力の評価により、1級上位の級に昇格させることができる（国家公務員の給与制度に準拠） 降格：勤務実績がよくない等のため降任した場合に、下位の級に降格させることができる（国家公務員の給与制度に準拠）
特別昇給	勤務成績が特に良好な職員は、昇給期間を短縮し、若しくは2号俸以上上位の号俸まで昇給させ、又はそのいずれをもあわせて行うことができる（国家公務員の給与制度に準拠）

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与水準を考慮し、一般職の職員の給与に関する法律に定める職種に応じた俸給表適用者を参考としつつ、職員の俸給月額を約0.3%引下げた。諸手当についても、扶養手当の配偶者に係る手当額、俸給の調整額の調整基本額、初任給調整手当の支給額をそれぞれ国家公務員の給与制度に準拠して引下げた。

2 職員給与の支給状況

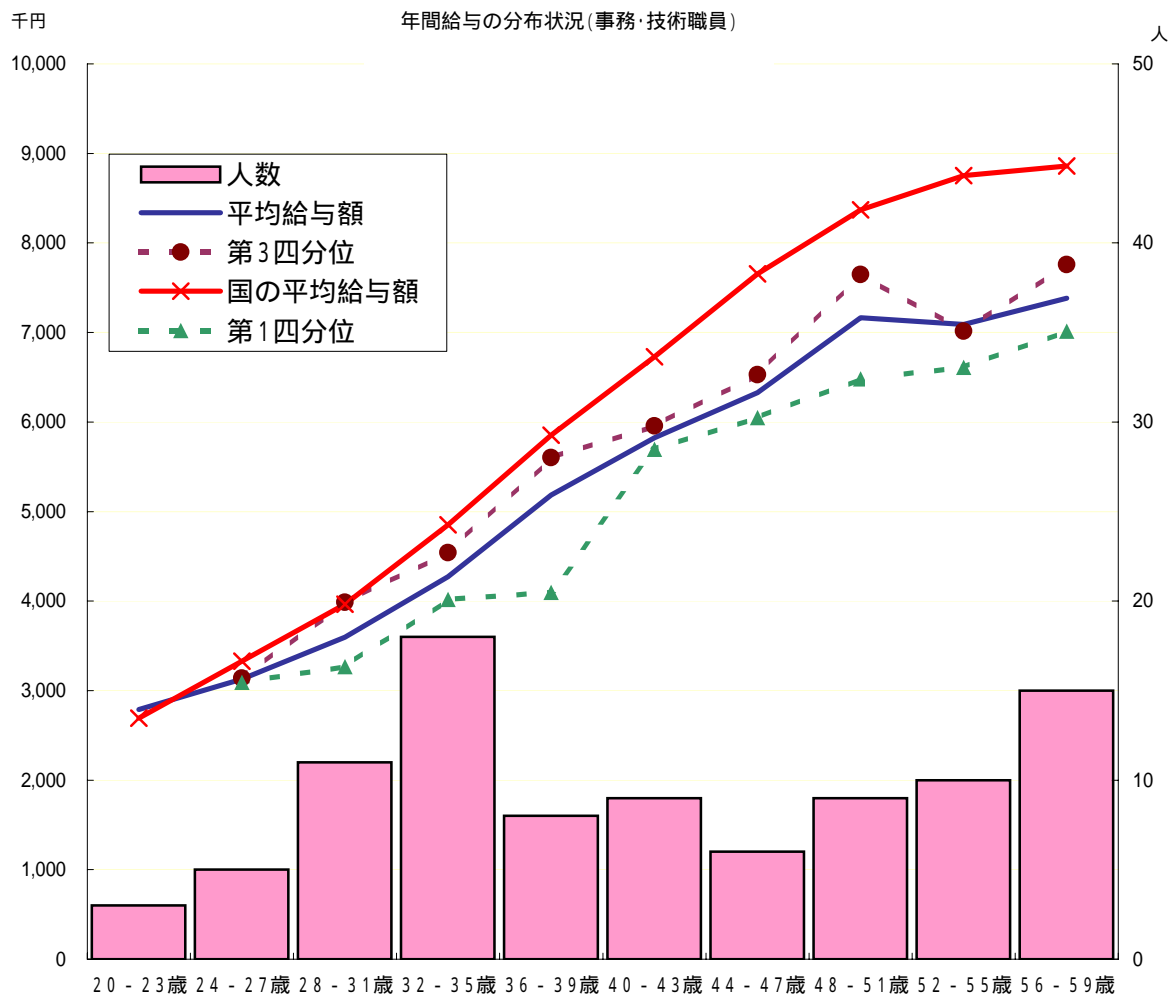
職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 271	歳 47.1	千円 7,857	千円 5,659	千円 31	千円 2,198
事務・技術	人 94	歳 42.1	千円 5,542	千円 4,062	千円 26	千円 1,480
教育職種 (大学教員)	人 176	歳 49.6	千円 9,109	千円 6,523	千円 34	千円 2,586
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種 (自動車運転手)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 3	歳 54.2	千円 5,528	千円 4,055	千円 8	千円 1,473
事務・技術	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注: 常勤職員の技能・労務職種については、該当者が1人のため、また非常勤職員の事務・技術については該当者が2人、教育職種については1人のため、それぞれ当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員)(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。)



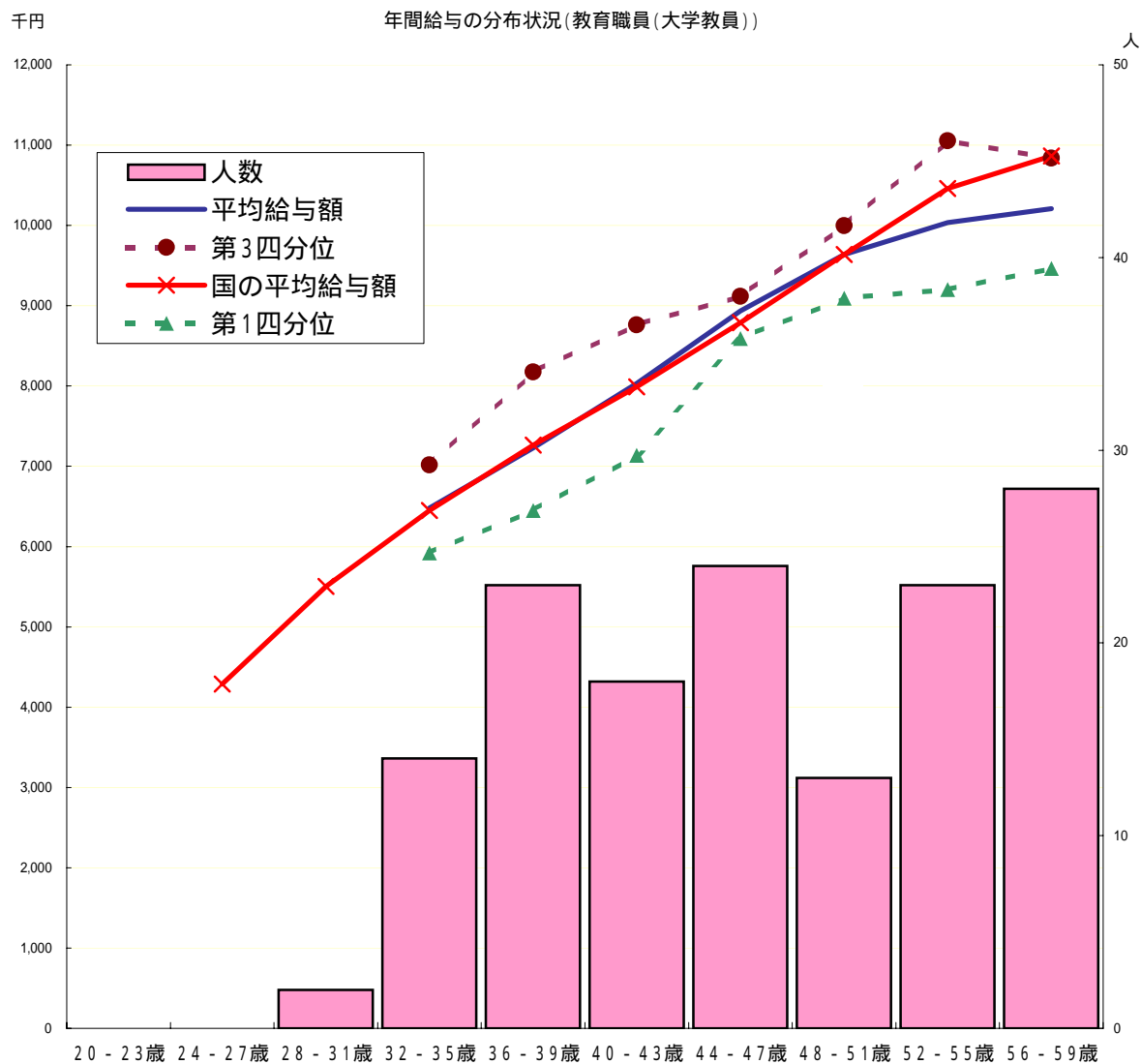
注： の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

注：年齢20 - 23歳の該当者は3名であるため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、第1・第3分位折れ線は表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
課長	6	55.8	8,195	8,781	9,028
課長補佐	9	56.1	7,072	7,372	7,649
係長	45	46.4	5,693	6,092	6,611
主任	5	33.7	3,867	4,099	4,346
係員	29	29.7	3,177	3,616	4,055

注： 本法人には「本部事務局」と「地方事務局」の区分がないため、原則として「本部課長」等を掲げるところ、「課長」等を記載した。なお、「課長補佐」には課長補佐相当職である「技術専門官」を、「係長」には係長相当職である「専門職員」及び「技術専門職員」を、「係員」には事務職員のほか「技術職員」をそれぞれ含む。



注:年齢28 - 31歳の該当者は2名であるため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、年間給与は表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	77	56.9	10,111	10,641	11,129		
助教授	63	45.7	8,142	8,488	9,061		
講師	11	41.7	6,608	7,376	8,199		
助手	25	41.0	5,977	6,487	6,747		

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	係長 主任 技術専門職員	課長補佐・係長 技術専門官 技術専門職員	課長 課長補佐 技術専門官
人員 (割合)	94	11 (11.7%)	26 (27.7%)	31 (33.0%)	15 (16.0%)	5 (5.3%)
年齢(最高 ~最低)		31 ~ 23	36 ~ 27	56 ~ 34	59 ~ 49	58 ~ 56
所定内給 与年額(最高 ~最低)		2,502 ~ 1,919	3,694 ~ 2,469	4,825 ~ 3,164	5,725 ~ 4,793	5,600 ~ 5,055
年間給与 額(最高 ~最低)		3,361 ~ 2,598	4,883 ~ 3,359	6,641 ~ 4,306	7,766 ~ 6,561	7,757 ~ 7,013

区分		6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長 技術専門官	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		6 (6.4%)	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし
年齢(最高 ~最低)		59 ~ 51				
所定内給 与年額(最高 ~最低)		7,415 ~ 5,981				
年間給与 額(最高 ~最低)		9,951 ~ 8,110				

(教育職員(大学教員等))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	講師	助教授	教授	教授
人員 (割合)	176	29 (16.5%)	8 (4.5%)	62 (35.2%)	77 (43.8%)	該当者なし
年齢(最高 ~最低)		61 ~ 31	60 ~ 31	64 ~ 33	64 ~ 43	~
所定内給 与年額(最高 ~最低)		5,586 ~ 3,991	6,540 ~ 4,594	6,812 ~ 4,403	8,879 ~ 5,991	~
年間給与 額(最高 ~最低)		7,686 ~ 5,501	9,030 ~ 6,421	9,463 ~ 5,963	12,350 ~ 8,380	~

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	66.8%	69.7%	68.3%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.2%	30.3%	31.7%
	最高~最低	35.7%	32.7%	32.7%
		~	~	~
		32.0%	29.2%	30.6%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	66.4%	69.4%	68.0%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.6%	30.6%	32.0%
	最高~最低	40.4%	37.3%	35.5%
		~	~	~
		31.0%	28.2%	29.6%

(教育職員(大学教員等))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	67.3	68.6	68.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	32.7	31.4	32.0
	最高～最低	33.3	37.3	35.5
		32.2	29.4	30.7
一般 職員	一律支給分(期末相当)	66.1	69.6	67.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.9	30.4	32.1
	最高～最低	40.4	37.3	36.8
		28.6	22.7	27.2

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))
对他の国立大学法人等

85.7
97.8

(教育職員(大学教員等))

对国家公務員(平成15年度の教育職(一))
对他の国立大学法人等

98.2
97.0

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「对他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2: 教育職員(大学教員)の对国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,574,266	千円 2,602,960	千円 (%) -28,694 (1.1)	千円 (%) -28,694 (1.1)
退職手当支給額 (B)	千円 424,643	千円 388,362	千円 (%) 36,281 (9.3)	千円 (%) 36,281 (9.3)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 169,510	千円 183,564	千円 (%) -14,054 (7.7)	千円 (%) -14,054 (7.7)
福利厚生費 (D)	千円 329,848	千円 327,666	千円 (%) 2,182 (0.7)	千円 (%) 2,182 (0.7)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 3,498,268	千円 3,502,553	千円 (%) -4,285 (0.1)	千円 (%) -4,285 (0.1)

総人件費について参考となる事項

- ・給与・報酬等支給総額、最広義人件費の対前年度比は上記のとおり。常勤職員数の減少により給与・報酬等支給総額は減額されており、退職者数の増加による退職手当支給額の増額、非常勤講師の単価改定による非常勤役職員等給与の減額の要素を含めてもなお、最広義人件費は減額されている。
- ・「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
- ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%程度の人件費の削減を図る。
- ・国家公務員の給与構造改革を踏まえて、本学職員の給与等に関する規則の改正を行った。（国家公務員の給与制度に準拠）
- ・基準年度（平成17年度）の「給与、報酬等支給総額」2,574,266千円、「人件費予算相当額」2,730,303千円。

法人が必要と認める事項

特になし